

## 長期優良住宅認定の申請の際はご注意ください【平成27年4月1日より】

### ○長期優良住宅認定申請手数料が一部変わります

平成27年4月1日より、長期優良住宅建築等計画の申請において「設計住宅性能評価書」を添付した場合の手数料が変更となります。

#### (1) 住宅の建築と維持保全を自ら行う場合（法第5条第1項）又は分譲事業者が譲受人を決定していない場合（法第5条第3項）

用途	戸数※	現行	H27.4～
戸建住宅		45,000円	19,000円
共同住宅等	1戸～ 5戸	107,000円	57,000円
	6戸～ 10戸	171,000円	92,000円
	11戸～ 30戸	337,000円	174,000円
	31戸～ 50戸	605,000円	302,000円
	51戸～ 100戸	1,041,000円	477,000円
	101戸～ 200戸	1,923,000円	874,000円
	200戸超	2,742,000円	1,204,000円

#### (2) 認定を受けた計画の変更に係る手数料

用途	戸数※	現行	H27.4～
戸建住宅		22,500円	9,500円
共同住宅等	1戸～ 5戸	53,500円	28,500円
	6戸～ 10戸	85,500円	46,000円
	11戸～ 30戸	168,500円	87,000円
	31戸～ 50戸	302,500円	151,000円
	51戸～ 100戸	520,500円	238,500円
	101戸～ 200戸	961,500円	437,000円
	200戸超	1,371,000円	602,000円

※共同住宅等の場合の戸数は、認定を申請する戸数ではなく、認定を申請する建築物全体の戸数となります。

### ○長期優良住宅の省エネルギー対策の基準が、新基準に完全に移行します

住宅性能表示制度の見直しにより、長期優良住宅の「省エネルギー対策」の基準が、新基準に完全に移行します。そのため、平成27年4月1日以降に申請される長期優良住宅建築等計画では、新基準である「断熱等性能等級4」を満たす必要があります。（平成27年3月31日までは旧基準「省エネルギー対策等級4」、新基準「断熱等性能等級4」のいずれも適用可能）